

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	商工振興課
処分の 名称	周南市熊毛勤労者総合福祉センターの使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第6条
基準規定	周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第6条
処分基準	周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第6条 （許可の取消し等）第6条 市長は、前条の許可を受けた者又は同条に掲げる以外のものを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 市長の指示に従わないとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	商工振興課
処分の 名称	周南市熊毛勤労者総合福祉センターの使用料
処分権者	市長
根拠規定	周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第7条第1項
基準規定	周南市熊毛勤労者総合福祉センター条例第7条第2項；別表第1；別表第2
処分基準	上記の条例において、判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	商工振興課
処分の 名称	中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画の取消し
処分権者	市長
根拠規定	中小企業等経営強化法第53条第2項及び第3項
基準規定	中小企業等経営強化法第52条第4項、第53条第2項
処分基準	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行っていないと認めるとき、また、先端設備等導入計画が次の各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 （中小企業等経営強化法第52条第4項） 1 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 2 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	商工振興課
処分の 名称	特定工場の準則不適合点の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	工場立地法第10条第1項
基準規定	工場立地法第9条第2項 周南市工場立地法地域準則条例第3条
処分基準	工場立地法第9条第2項の勧告（周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすと認められるときに行う）を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより、同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときに行う。 （変更命令） 第十条 市町村長は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。 2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。 （勧告） 第九条 2 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。 一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。 二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	90日
備考	